

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長 山口 貴裕

申請者

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。なお、この申請に関する私の情報を公簿等により確認することに同意します。

氏 名 (申請者)	フリガナ -----	生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日生 (歳)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ -----	生 年 月 日	平成 ・ 令和 年 月 日生 (歳)
住 所	(〒)	電 話	() -
受講施設の 名称			
講座の名称			
受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
試験を免除で きる科目			
受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
過去の受給の 有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが ある ・ ない。		
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額とし、10万円(通学等の場合にあつては、20万円)が限度となります。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講開始時給付金と併せて12万5千円(通学等の場合にあつては、25万円)が限度となります。合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額とし、受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円(通学等の場合にあつては、30万円)が限度となります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を添えて支給申請手続を行うことが必要です。